

訪問看護重要事項説明書(別紙)

<令和7年1月1日現在>

1. 事業者(経営法人)の概要

経営法人	医療法人社団つくしんぼ会
代表者名	理事長 鈺 裕和

2. 事業所の概要

(1)事業所名称・所在地等

主たる事業所名	訪問看護ステーションつくしんぼ		
所在地	東京都板橋区大山西町70番10号2階		
事業者番号	1367192727	管理者名	高橋 映也子
連絡先	TEL:03-3955-1165 FAX:03-5917-5167		

(2)職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		ステーションの管理及び訪問看護の提供	1名
看護師	看護師	3名	4名	訪問看護・リハビリの提供	7名
	理学療法士	2名	1名		3名
	作業療法士		1名		1名
事務職員		2名		ステーション運営に必要な事務	2名

(3)営業日・時間

月～金曜日	9:00～18:00	休業日	土日祝 及び 12/29～1/3
-------	------------	-----	------------------

(4)事業の実施地域

板橋区	板橋2・3丁目、大谷口、大谷口上町、大谷口北町、大山金井町 大山東町、大山西町、大山町、熊野町、小茂根、幸町、栄町、東新町 常盤台1・2・3丁目、中板橋、仲宿、仲町、中丸町、氷川町、東山町 富士見町、双葉町、南町、南常盤台、向原、大和町、弥生町、加賀2丁目 (1～9番地)、清水町、宮本町、本町、前野町1～2丁目、泉町		
豊島区	要町、千川、高松、千早1～4丁目、池袋本町2～3丁目、池袋3～4丁目	練馬区	小竹町、氷川台、羽沢

3. 利用料金

(1)利用料

介護保険の適用がある場合は、介護報酬で算定した額の原則1割または2割または3割が利用者の負担額となります。実際の負担額は別紙【利用料金表】のとおりです。

(2)交通費

2の(4)の事業の実施地域(拠点とする事業所によって異なります)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、下の交通費が必要となります。

- ・徒歩、自転車、自動車の場合 …… 片道10km未満 400円/回
10km以上 1,000円/回
- ・電車・バスの場合 …… 実費

(3)その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の方の負担となります。

(4)キャンセル料

サービスの利用をキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。急な容体の変化等、緊急でやむをえない事情がある場合は、キャンセル料はいただきませんが、特段の理由もなく、訪問のキャンセルを繰り返される場合には、予定されていた訪問料金の半額相当のキャンセル料を徴収させていただくことがあります。尚、キャンセル料は公的介護保険の対象外となりますのでご注意ください。

連絡先 03-3955-1165

(5)料金のお支払い方法

毎月、10日までに前々月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。次回の請求時に併せて領収証を発行いたします。

お支払い方法は、郵便振込、口座自動引落しのいずれかを選び、どちらも振込み手数料はかかりません。尚、口座自動引落しをご希望の方で、既に医療法人社団つくしんぼ会の診療所・訪問介護のサービスをご利用の方は改めてお手続きいただく必要はありません。

4. 事業所運営の概要

(1)運営の手続き等

- ①主治医の指示に基づき、ケアプランに沿った訪問看護を提供します。
- ②毎月、実施サービス等の記載された訪問看護計画書を作成しお渡しします。看護計画は容態や状況の変化の都度、見直しを行います。
- ③他の保健、医療又は福祉サービスを提供する事業者とは定期的に連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2)その他

年間研修計画の基づき、年12回以上、定期的に研修を実施しています。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

相談・苦情を受付けした場合は、担当者もしくは管理者が利用者と面談して事実確認を行います。その後、代替案・解決策を提示する等迅速に対応いたします。一連の経過については記録にまとめ、組織全体で情報共有し、再発防止に努めます。

① 担当窓口

高橋 映也子 3955-1165

② 担当居宅介護支援事業所

電話番号: _____ - _____

③ その他

ステーション以外に、区市町村の相談・窓口等に苦情を伝えることができます。

練馬区: お客様の住所を担当する地域包括支援センター

_____ 地域包括支援センター 電話番号: _____ - _____

板橋区: 板橋区介護保険苦情相談室 電話番号: 3579-2079

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話番号: 6238-0177

7. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知するよう努めます。
- ② 虐待の防止のための指針を整備致します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤ 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村へ通報致します。

8. サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ② 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
-------	---

令和 年 月 日

事業者は、訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 <施設名> 訪問看護ステーションつくしんぼ
<施設所在地> 東京都板橋区大山西町70番10号2階
<説明者> 訪問看護ステーションつくしんぼ

氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 <住所> _____

<氏名> _____ 印

ご家族 <住所> _____

<氏名> _____ 印 (続柄)

代理人(選任した場合)<住所> _____

<氏名> _____ 印 (続柄)